

事業一覧表

事業名	補助事業対象者	補助対象経費 (消費税対象額を除く)	左の説明	採択要件	補助率
スマート技術等 導入事業	認定農業法人又は 3農業者以上で構 成する団体	農林水産省が公表しているス マート農業技術カタログに記載さ れている、又はこれらと同等以上 の機能を有すると認められた機械 設備等	1 自動運転トラクター 2 直進田植機 3 自動操舵システム 4 農業用ドローン 5 その他の接触機会を低減等に資するスマート農 機、機械設備	ロボット技術、AI、IoT等を活用した取組により、次の(1)の 基本要件を満たした上で、当該作業における次の(2)又は (3)のいずれかの収益性の向上の効果にかかる成果目標 を設定し、当該目標の実現が見込まれること。 (1) 目標年度における水稲作業面積が15ha以上であるこ と。 (2) 生産コスト10%以上の削減 (3) 労働時間の10%以上の削減	1/2以内
ドローン資格取 得事業	認定農業法人又は 3農業者以上で構 成する団体	ドローンオペレーター技能認定の 新規取得を目的とする研修等に 係る講座の受講および認定証の 交付	1 研修機関への入学金 2 講習の受講料および技能認定証交付料 ただし、受講人数は1事業対象者当たり3人まで とし、受講回数は1人1回とする。 なお、次に掲げる各号については補助対象外と する。 (1) 受講場所までの交通費、飲食費、宿泊費等 (2) 再受講経費及び補講料 (3) 事業採択通知以前に取得した資格にかかる経 費	・「ドローン資格取得」とは、民間の認定機関においてド ローンの安全な運航管理と操縦技術等の教習を受け、操 縦資格を取得することとする。 ・資格取得後は、農業用薬剤等の空中散布に使用するド ローン操作に従事するものとする。	1/2以内 上限100千円
情報発信事業	認定農業法人	広告宣伝及び販路拡大のためイ ンターネット上にホームページ(専 らソーシャルネットワーキング サービス、ブログ等の既存サービ スを利用したものを除く。)を開 設、公開するために係る経費	(1) ホームページ作成委託費用(外部委託の場合 に限る。) (2) ホームページ作成ソフトウェアおよびその解説 書の購入費用(自主作成の場合に限る。) (3) ドメイン取得費用 (4) サーバー利用初期費用 (5) その他市長が必要と認める費用 ただし、パソコン等設備購入費、通信経費、その他 当該ホームページの維持管理の為の費用は対象 外	次に掲げる要件を全て満たすこと。 (1) ホームページ内に法人情報(所在地、連絡先、事業内 容等をいう。)が掲載されていること。 (2) 当該ホームページが他の者が主催するホームペー ジの一部でないこと。 (3) 当該ホームページ以外に同一補助対象者において現 に開設し、又は開設していたホームページがないこと。	1/2以内 上限200千円